

# 地域公共交通総合連携計画について

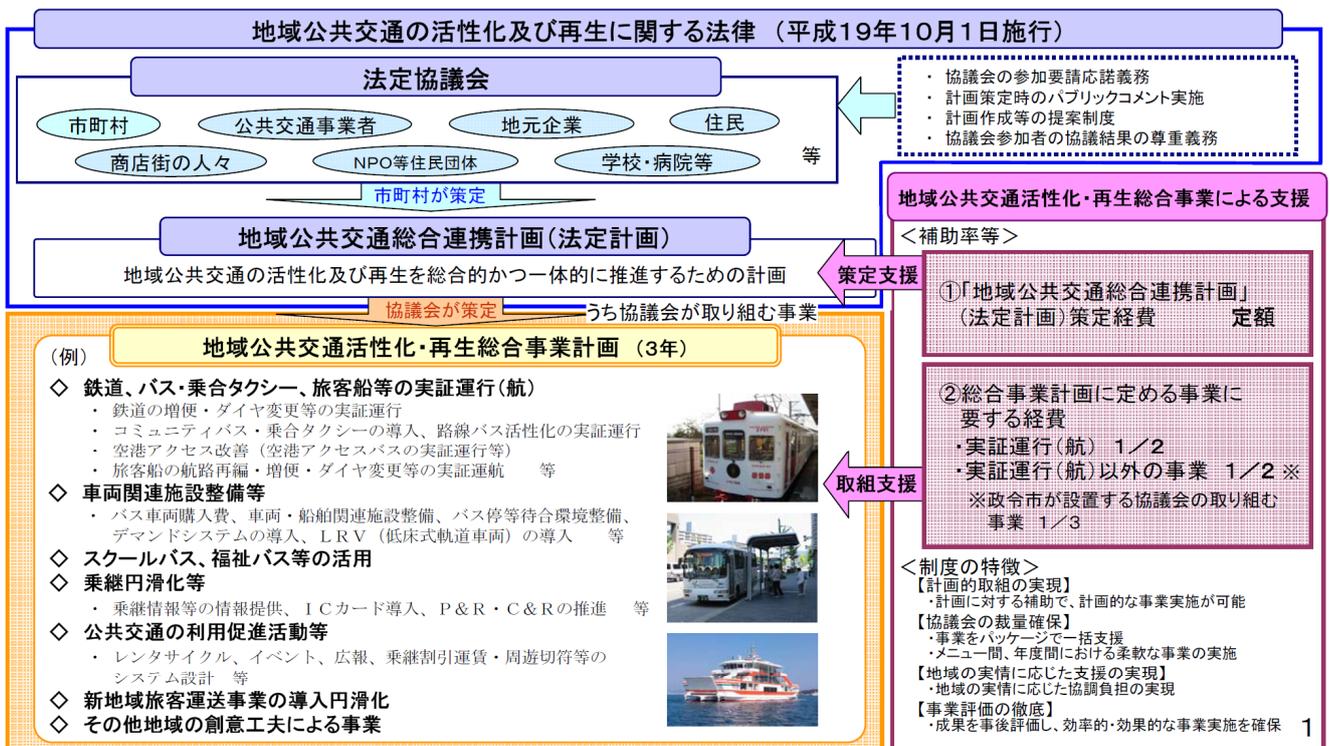
## 1. 地域公共交通総合連携計画の概要

### (1) 地域公共交通総合連携計画の位置づけ

地域公共交通は、地域の経済社会活動にとっての重要な基盤である。しかしながら、地域公共交通の利用者は長期的に減少傾向となっており、その持続的な運営は危機的な状況にまで達している。

このような背景のもと、平成 19 年 10 月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(以下、地域公共交通活性化法)が施行された。

この法律に基づき、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するために策定する計画が、地域公共交通総合連携計画である。



資料：国土交通省総合政策局 HP

図 1.1 地域公共交通活性化・再生総合事業のスキーム

## ( 2 ) 地域公共交通総合連携計画策定の意義

本協議会で地域公共交通総合連携計画を策定することについては、以下のような意義がある。

### 【 地域公共交通総合連携計画策定の意義 】

協議会の関係機関の意見調整がとりやすい

- ・地域公共交通の活性化・再生を図るためには、地域の多様な関係者による主体的な取り組みが求められ、利害が絡み合うことも多い。
- ・協議会は、町、交通事業者、道路管理者、住民・利用者、学識経験者等で構成されるため（一部を除き参加要請応諾義務がある）これら関係者が共通の問題意識のもとに集まり、合意形成を図ることにより、効率的な計画策定が可能となる。

交通事業者等の事業実施の担保

- ・協議会参加者には、協議結果の尊重義務が課せられている。
- ・したがって、協議会で策定された地域公共交通総合連携計画の施策の実施に向けた担保が確保される。

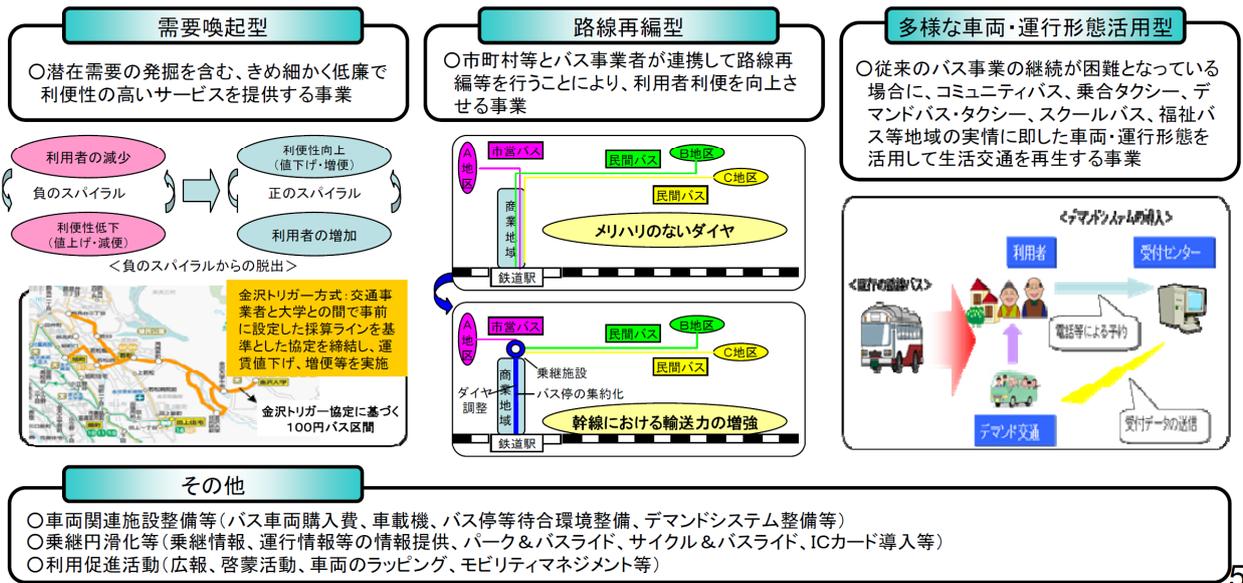
法定会議による計画策定であることから、各種補助が得られる。

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会であることから、計画策定経費に対する支援、連携計画に位置づけられた事業の関係予算の重点配分・配慮、地方債の配慮などの支援が受けられる。
- ・また、国による人材育成・ノウハウの提供が受けられる。

## 2. 地域公共交通活性化・再生総合事業による施策

いの町が着目すべき事業は、バス、乗合タクシーに関する施策であり、下図のような分類で捉えられる。

全国の地域公共交通活性化・再生総合事業の事例一覧（人口 10 万人未満に限定）を次頁に示す。また、自家用車を活用した事例で、いの町の地域公共交通総合連携計画の策定に当たって参考になると考えられる、「徳島県上勝町における有償ボランティア輸送事業」の事例を次々頁に示す。



資料：国土交通省総合政策局 HP

図 2.1 地域公共交通活性化・再生総合事業のスキーム

表 1.1 地域公共交通活性化・再生総合事業の事例一覧（人口 10 万人未満）

交通機関	市町村	施策名称	内容
1.路線バス	北塩原村	1.喜多方～裏磐梯バス路線 / 2.桧原湖周遊	生活・観光路線へのバス導入
2.コミュニティバス	当別町	当別ふれあいバス	大学・病院・福祉バスの一元化による官民共同運行コミュニティバス
	栗山町	町営バス	事業者撤退後の町営バス運行と都市再生モデル事業の実施
	佐井村	過疎地有償運送	住民ボランティアが支える過疎地の公共交通
	龍ヶ崎市	龍・ゆうバス / 龍ぐうバ	民間バス路線を補完する市のコミュニティバス導入
	檜原村	デマンドバス「やまびこ」実証運行	既存の路線バスに結節するフィーダー（支線）交通の導入
	身延町	1.町有バス / 2.町営バス	スクールバス・病院患者輸送バス・廃止代替バスを整理再編した町有バス・町営バスの運行
	南砺市	市営バス	市町村合併に対応した路線再編
	野々市町	のっティ	町主導で住民・事業者が協同して実現したコミュニティバス
	伊那市	イーナちゃんバス	利便性の高い市街地型コミュニティバス
	高山市	地域福祉バス	高齢化の進んでいる地域の住民の移動手段となった地域福祉バス
	輪之内町	路線バス再編	民間バス路線廃止を契機に新規路線の開設も含めた路線バス再編
	豊山町	とよやまタウンバス	町外の拠点への運行により需要確保
	名張市	あららぎ号	市と地区住民の役割分担によるコミュニティバス運行
	熊野市	熊野市自主運行バス（熊野古道瀬流荘線）	過疎地住民の生活交通を担う自主運行バス
	綾部市	あやバス	旧事業者の経営破たんから短期間での路線網の構築
	京丹後市	上限200円バス	200円上限運賃設定による既存路線バスの活性化・再生
	舞鶴市	自主運行バス	地域住民自らによる運行を決断した自主運行バス
	明日香村	かめバス	地域住民と観光客の交通手段確保
	十津川村	村営バス	広域自治体における幹線路線と支線路線バスによるバス路線網の構築
	伯耆町	伯耆町型バス事業	スクールバス・路線バス（デマンドバス含む）・福祉バス・多目的バスの横断的一括管理
	四万十市	中村まちバス	ITSの技術を活用したデマンドバス
	② 豊前市	町内巡回バス「有田町コミュニティバス」	自家用有償運送による住民の移動手段の確保
	② 有田町	町内巡回バス「有田町コミュニティバス」	観光を視野に入れたコミュニティバス
	③ 水俣市	みなくるバス	市と住民・事業者が密に連絡をとって実現したコミュニティバス
	④ 宇佐市	宇佐市コミュニティバス「ふれあい号」	福祉バス再編によるコミュニティバス運行
⑤ 三股町	くいまーる	町の直営による巡回型の通学・生活支援バス	
⑥ 諸塚村	諸塚村地域バス	地元貸切バス事業者による生活バスの運行	
3.乗合タクシー	雫石町	あねっこバス	一般のタクシーを活用したデマンド交通
	川西町	デマンド型乗合タクシー	運営の工夫により財政負担の少ないデマンド型交通の導入
	二本松市	巡回福祉車両「ようたすカー」	福祉型乗合タクシーにより高齢者等の移動手段を確保
	江南市	コミュニティタクシー「いこまいCAR」	タクシー車両による高頻度・低コストでの巡回運行サービス
	米原市	まいちゃん号	エリアの特性に応じたデマンド方式導入
4.乗継改善・複数モード	菊池市	あいのりタクシー	市街地巡回バスに結節する事前予約制乗合タクシー
	滝沢村	滝沢村公共交通計画	安心して暮らせる地域を目指す公共交通計画の作成
	木曽町	木曽っ子号（生活交通システム）	広域な自治体における交通空白地の解消
	中川村	1.村営バス / 2.NPO自家用車有償運送事業 / 3.福祉輸送サービス	地域生活交通システム見直しによる効率的な交通システムの実現
	飛騨市	市内巡回バス「ふれあい号」 / ボランティア有償運送「ポニーカーシ	市町村合併後のバス路線再編
5.その他	三好町	さんさんバス	ITも活用したバス・タクシーサービスの組み合わせ
	篠山市	バス路線維持	需要に応じた交通モードによる路線バス廃止への対応
	上勝町	有償ボランティア輸送事業	特区指定のもと、自家用車による有償運行システム構築

資料：国土交通省総合政策局 HP

(参考事例) 徳島県上勝町における有償ボランティア輸送事業の例

サービス内容

- ・上勝町は、平成15年5月に町が「構造改革特区」の認定を受け、社会福祉協議会に事業委託することで上勝町有償ボランティア輸送事業に着手、10月から運行開始。翌16年5月、構造改革特区が全国展開されたことにより、通常業務として運営している。
- ・平成17年4月より、運行委託先を社会福祉協議会からNPO法人ゼロ・ウエスタアカデミーに変更。
- ・有償ボランティア輸送サービスは、タクシーと同様に365日運行している。運行時間は6:00~20:00、予約受付は、原則平日の8:30~17:00。運賃は1km当たり100円(徳島県市部地区のタクシー運賃の概ね2分の1)。
- ・平成19年6月現在、登録運転手16名、登録車両21台、登録会員数299名、平成18年度の運行回数1,108回。
- ・経費削減のため、運行管理システム等の設備・機器の導入はせず、予約、車両の手配等の連絡はすべて専用の携帯電話で行っている。

効果

- ・上勝町は、人口が減少する一方で高齢化が進み、高齢化率は48.54%と限界集落の水準に近づいている。このような状況下で有償ボランティア輸送事業が導入されていなかった場合、町の活性化が凋落し消滅集落が増加し、町が没落したと予想される。その意味で有償ボランティア輸送事業により、町民の診療所への通所、買い物や町営バスへのアクセス等の利便性が向上したことによる町民活動の活性化効果は大きい。

その他

- ・有償ボランティア輸送事業には、国や県からの補助金はない。
- ・町の負担は、初期投資としてボランティア輸送を行っていることを示すために車両に貼るためのマグネットシート50台分(100枚)の5万円だけであった。
- ・登録車両は、平成19年6月現在、21台あるが、ボランティアの自家用車であり町の負担はない。
- ・会員利用の負担は、徳島県市部地区におけるタクシー事業の概ね1/2である運賃負担である。具体的には、走行1km当たり100円であり、10km乗車した場合の運賃は、1,000円である。

輸送特区事業の基本的流れ



図. 輸送特区事業の基本的流れ

出典: 上勝町資料